26号　H4．6．9

東大物性研究所　液化室だより

ex 5904

◎6月16日（火）は都庁立入検査のため、ヘリウムの供給は中止します

来る6月16日（火）は高圧ガス取締法による東京都庁の立入検査があります。このため当日はヘリウムの供給ができなくなりました。利用者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解の上ご協力下さるようお願いします。なお、以下の点についてもご留意下さるようお願いします。

① 液体窒素の汲み出しは当日の午前中までに済ませて下さい。
② ヘリウムボンベの引受け、引渡しは前日または翌日とします。
③ 検査中にヘリウム回収用圧縮機が作動すると大変危険なので、ヘリウムを使っての実験は極力避けて下さい。
④ 廊下にボンベを放置しないで下さい。
⑤ 窒素貯槽周辺の清掃を行いますので、ご迷惑をおかけすることがあると思いますがご了承下さい。

◎高圧ガス保安教育（新人対象）に32名出席

5月8日に行いました保安教育講習には物性研、生産研の教職員・院生合わせて32名の参加がありました。講習は時間が短く、入門的な内容となってしまいましたが、今後は講義をもとに参加者の自主的啓発によって内容を豊かなものにして下さい。

◎特殊高圧ガスの消費は届出が必要

すでにご存じの方も多いと思いますが、今般高圧ガス取締法の一部が改正され、7種類の特殊ガスが法令の対象となりました。そして特殊高圧ガスを消費する事業所（規模の大小問わず。大学の場合は部局単位となる）は消費する量の多少にかかわらず知事への届出が義務付けられました。また、取扱主任者も届出る必要があります。法令に定められた特殊高圧ガスは

モノシラン（SiH_4）　ジシラン（Si_2H_6）　アルシン（AsH_3）
ホスフィン（PH_3）　ジボラン（B_2H_6）　セレン化水素（H_2Se）
モノゲルマン（GeH_4）

これら特殊高圧ガスと呼ばれる材料ガスは

① 爆発範囲が極めて広く、例えばジシランは0．5～98％（空気中）の範囲で爆発する。
② 自然発火性または発火温度が低い。
③ 分解爆発してデトネーション現象を起こす。爆発力が強い。
④ 毒性が強い。

などがあります。

特殊高圧ガスは半導体工業の発展とともに使用量が著しく増加し、それに比例して事故も増えています。したがって現に使用しているか、またはこれから使用する予定がある場合は事故を未然に防ぐため前記の届出はもちろん、同法の規定に定められた基準にしたがった設備・施設を備えた場所で消費しなくてはなりません。また、さまざまな義務も課せられます。

現に使用している人、またはこれから使用する予定のある人は物性研究所を通じて東大環境安全センターに知らせる必要があります。

◎ヘリウム回収率について

回 収 率 ＝ 回収量／｛（供給量＋月始め在庫量）－月終り在庫量｝　に基づき

９１年１２月（１２／２～１／１３）は

76.4%	7273.3	9264.5	2292.1	2032.5

９２年　１月（１／１３～２／３）は

79.2%	4367.5	6038.5	2032.5	2555.0

〃　２月（２／３～３／２）は

70.2%	5492.3	7664.6	2555.0	2394.7

〃　３月（３／２～４／６）は

75.0%	5876.2	6790.9	2394.7	1346.0

〃　４月（４／６～５／６）は

72.2%	4570.0	7074.0	1346.0	2090.5

〃　５月（５／６～６／１）は

79.6%	3620.9	4302.5	2090.5	1844.6

でした。在庫量の調査にご協力ありがとうございます。